

○越谷市市民会館設置及び管理条例

昭和 6 3 年 6 月 2 8 日

条例第 2 3 号

(設置)

第 1 条 心の触れ合う豊かな地域社会の形成と市民文化の向上に資するため、越谷市市民会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越谷市中央市民会館	越谷市越ヶ谷四丁目 1 番 1 号
越谷市北部市民会館	越谷市大字恩間 1 8 1 番地 1

(業務)

第 3 条 会館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民相互の理解を深め、コミュニティ形成の推進に関する事
- (2) 市民の福祉の増進及び文化の向上に関する事
- (3) 会館の施設及び設備の提供に関する事
- (4) その他会館の設置の目的を達成するために必要な業務に関する事

(使用できる者の範囲)

第 4 条 会館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用することができる者は、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市又は松伏町（以下「5 市 1 町」という。）に住所を有する者並びに 5 市 1 町内の事業所に勤務する者及び 5 市 1 町内の学校（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する学校及び専門学校をいう。）に在学している者とする。ただし、市長が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(休館日)

第 5 条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、越谷市中央

市民会館については、第 1 号の規定は、適用しない。

(1) 毎月第 2、第 4 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたるときは、その翌日

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用時間)

第 6 条 会館の施設等を使用することができる時間は、午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用許可)

第 7 条 会館の有料の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めたときは、その許可に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第 8 条 市長は、前条の許可に係る使用が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用を許可しない。

(1) 会館の設置目的に反するとき。

(2) 公共の福祉を害するおそれがあるとき。

(3) 施設等をき損するおそれがあるとき。

(4) その他会館の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、会館の施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用を停止し、

又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第2項に規定する許可の条件に違反したとき。

(2) 前条各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) 第12条の規定に違反したとき。

(4) この条例に基づく規則に違反したとき。

(5) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

2 市長は、使用者が前項に規定する処分によつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 会館の施設等を使用する者は、その使用を終えたときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、使用の停止又は使用許可の取消しを受けたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 会館の施設等を使用する者は、会館の施設等を破損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が会館の施設等を使用する者の責めに帰することができないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 使用者は、越谷市中央市民会館を使用する場合にあつては別表第1、越谷市北部市民会館を使用する場合にあつては別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、使用者は、会館の有料の備付器具を使用するときは、規則で定める使用料を併せて納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 1 4 条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 1 5 条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者による管理)

第 1 6 条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、会館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第 3 条各号に規定する業務
- (2) 会館の使用の許可に関する業務
- (3) 会館の施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が別に定める業務

3 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第 5 条から第 9 条まで及び第 1 1 条の規定の適用については、第 5 条第 2 項中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は必要と認めたときは、市長の承認を得て」と、第 6 条中「市長が特に必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は特に必要と認めたときは、市長の承認を得て」と、第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 1 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第 2 項及び第 1 1 条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

(委任)

第 1 7 条 この条例に定めるもののほか会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 6 3 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 7 条から第 9 条まで及び第 1 2 条から第 1 5 条までの規定は、昭和 6 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年条例第 3 2 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条第 1 項の改正規定及び別表を別表第 2 とし、附則の次に 1 表を加える改正規定は、平成 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の越谷市市民会館設置及び管理条例、越谷市立あだたら高原少年自然の家条例、越谷市日本文化伝承の館設置及び管理条例、越谷市立体育館条例、越谷市立屋外体育施設条例及び越谷市民保養施設おがの山荘設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる申請に係る使用料について適用し、同日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 2 年条例第 3 3 号）

この条例は、平成 1 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年条例第 1 号）

この条例は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 3 7 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者に会館の管理を行わせるときは、この条例の施行の日（以

下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の越谷市市民会館設置及び管理条例の規定により市長がした使用の許可その他の処分(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の越谷市市民会館設置及び管理条例の相当規定により当該指定管理者がした使用の許可その他の処分とみなす。

別表第1 (第12条関係)

1 基本使用料

(1) 劇場、ホール及び会議室等の使用料

時間区分 集会室名		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時30分	9時～21時30分
劇場	平日	円 7,100	円 11,400	円 12,000	円 26,900
	土曜・日曜・祝日	9,200	14,100	15,700	35,200
リハーサル室		700	1,000	1,100	2,600
ホール		2,300	4,000	4,600	9,800
特別会議室		4,500	7,600	8,900	19,300
第1会議室		900	1,400	1,700	3,700
第2会議室		800	1,300	1,500	3,400
第3会議室		800	1,300	1,500	3,400
第4会議室		800	1,300	1,500	3,400
第5会議室		800	1,300	1,500	3,400
第6会議室		800	1,300	1,500	3,400
第7会議室		800	1,300	1,500	3,400
第8会議室		800	1,300	1,500	3,400
第9会議室		800	1,300	1,500	3,400

第 1 0 会 議 室	9 0 0	1, 4 0 0	1, 7 0 0	3, 7 0 0
第 1 1 会 議 室	7 0 0	1, 1 0 0	1, 3 0 0	2, 9 0 0
第 1 2 会 議 室	6 0 0	1, 0 0 0	1, 1 0 0	2, 5 0 0
第 1 3 会 議 室	9 0 0	1, 4 0 0	1, 7 0 0	3, 7 0 0
第 1 4 会 議 室	8 0 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0	3, 4 0 0
第 1 5 会 議 室	8 0 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0	3, 4 0 0
第 1 6 会 議 室	8 0 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0	3, 4 0 0
第 1 7 会 議 室	8 0 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0	3, 4 0 0
第 1 8 会 議 室	8 0 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0	3, 4 0 0
茶 華 道 室（さくら）	1, 3 0 0	2, 1 0 0	2, 4 0 0	5, 3 0 0
茶 華 道 室（ふじ）	8 0 0	1, 3 0 0	1, 5 0 0	3, 4 0 0
市民ギャラリー	1, 4 0 0	2, 6 0 0	3, 0 0 0	6, 4 0 0
集会室（視聴覚室）	1, 2 0 0	1, 9 0 0	2, 1 0 0	5, 0 0 0
工作工芸室	1, 0 0 0	1, 5 0 0	1, 9 0 0	4, 2 0 0

（２） 音楽室の使用料

時間区分	午前	午後		夜間	全日
集会室名	1 0 時～ 1 2 時	1 3 時～ 1 5 時	1 5 時 3 0 分～ 1 7 時 3 0 分	1 8 時～ 2 0 時	1 0 時～ 2 0 時
音楽室	円 7 0 0	円 1, 0 0 0	円 1, 0 0 0	円 1, 2 0 0	円 3, 6 0 0

（３） 地下駐車場の使用料

地下駐車場	1 台につき 1 時間以内は無料とし、1 時間を超え 3 0 分（3 0 分に満たないときは、3 0 分とする。）ごとに 1 0 0 円
-------	--

2 割増使用料等（地下駐車場を除く。）

（１） 使用者が、入場料又は会費その他これらに類する料金（以下「入場料金等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料（第 13 条の規定の適用がある場合には、減額後の額。以下「みなし使用料」という。）に徴収する入場料金等の区分に応じ、次に掲げる割合を乗じて得た額を基本使用料又はみなし使用料に加算した額とする。この場合において、入場料金等が 2 種類以上定められているときは、その最高額を基準として算定する。

ア 500 円未満 10 パーセント

イ 500 円以上 1,000 円未満 30 パーセント

ウ 1,000 円以上 2,000 円未満 60 パーセント

エ 2,000 円以上 3,000 円未満 80 パーセント

オ 3,000 円以上 100 パーセント

（２） 使用時間の延長を管理上支障のない限り 1 時間を限度として特に許可した場合の時間使用料は、基本使用料又はみなし使用料の 100 分の 30 に相当する金額とし、1 時間未満は 1 時間として計算する。ただし、2 以上の時間区分にわたって使用する場合の中間時間の使用料は、無料とする。

（３） 第 4 条ただし書に規定する者が使用する場合の使用料は、所定の使用料に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。

備考

使用料を計算する場合において、10 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第 2（第 12 条関係）

1 基本使用料

（１） 劇場、ホール及び会議室等の使用料

時間区分	午前	午後	夜間	全日
------	----	----	----	----

集会室名		9 時～ 1 2 時	1 3 時～ 1 7 時	1 8 時～ 2 1 時 3 0 分	9 時～ 2 1 時 3 0 分
劇場	平日	円 4, 5 0 0	円 7, 2 0 0	円 7, 6 0 0	円 1 7, 0 0 0
	土曜・日曜・祝日	5, 8 0 0	9, 0 0 0	1 0, 0 0 0	2 2, 5 0 0
ホール		2, 0 0 0	3, 5 0 0	4, 0 0 0	8, 5 0 0
第 1 会議室		4 0 0	6 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
第 2 会議室		6 0 0	1, 1 0 0	1, 3 0 0	2, 8 0 0
第 3 会議室		9 0 0	1, 7 0 0	1, 9 0 0	4, 2 0 0
和室（けやき）		4 0 0	6 0 0	7 0 0	1, 6 0 0
和室（うめ）		5 0 0	7 0 0	8 0 0	1, 8 0 0
展示ロビー		8 0 0	1, 5 0 0	1, 7 0 0	3, 7 0 0

（２） 音楽室の使用料

時間区分		午前	午後		夜間	全日
集会室名		1 0 時～ 1 2 時	1 3 時～ 1 5 時	1 5 時 3 0 分～ 1 7 時 3 0 分	1 8 時～ 2 0 時	1 0 時～ 2 0 時
		円 5 0 0	円 7 0 0	円 7 0 0	円 9 0 0	円 2, 6 0 0

２ 割増使用料等

（１） 使用者が、入場料又は会費その他これらに類する料金（以下「入場料金等」という。）を徴収する場合の使用料は、基本使用料（第 13 条の規定の適用がある場合には、減額後の額。以下「みなし使用料」という。）に徴収する入場料金等の区分に応じ、次に掲げる割合を乗じて得た額を基本使用料又はみなし使用料に加算した額とする。この

場合において、入場料金等が２種類以上定められているときは、その最高額を基準として算定する。

ア ５００円未満 １０パーセント

イ ５００円以上１，０００円未満 ３０パーセント

ウ １，０００円以上２，０００円未満 ６０パーセント

エ ２，０００円以上３，０００円未満 ８０パーセント

オ ３，０００円以上 １００パーセント

(２) 使用時間の延長を管理上支障のない限り１時間を限度として特に許可した場合の時間使用料は、基本使用料又はみなし使用料の１０分の３０に相当する金額とし、１時間未満は１時間として計算する。ただし、２以上の時間区分にわたって使用する場合の中間時間の使用料は、無料とする。

(３) 第４条ただし書に規定する者が使用する場合の使用料は、所定の使用料に１００分の１３０を乗じて得た額とする。

備考

使用料を計算する場合において、１０円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。